

4.3 本学の著作権処理の現状と課題

4.3.1 著作権処理の必要性

著作物を電子図書館で利用するためには、著作物をデータベース化（以下「電子化」という。）し蓄積すること（複製権：著作権法第 21 条）、蓄積した情報をネットワークを介して提供すること（公衆送信権・伝達権：同第 23 条）、そして蓄積した情報をプリンターで印刷すること（複製権）等の行為に対しそれぞれの権利が関係するとともに、これらの権利は著作権者が専有する。

他方、図書館等は、著作権法第 31 条により、その利用者の求めに応じて当該利用者の調査研究の用に供する場合、図書館資料の保存のため必要がある場合等に限り、著作権者の許諾を得ずに著作物を複製することができる。

しかし、電子図書館の実現のために必要な複製を著作権法第 31 条で対応することは困難であり、また公衆送信権・伝達権については、図書館等での利用についての著作権の制限規程はない。つまり、電子図書館の実現は、一つの元資料を電子的に蓄積し、ネットワークを介して提供することによって、多数の利用者が同時にその資料を利用できることであり、著作権者が専有する複製権等が侵害されると同時に、著作物の経済的利益を損なう可能性が非常に高くなるため、予め著作権者に著作物の利用許諾を得なければならない。

4.3.2 本学著作権処理の基本方針

本学の電子図書館において雑誌、図書及びビデオ等の著作物を電子化する場合は、以下の基本方針で交渉している。

4.3.2.1 許諾の手続

- (1) 著作権法第 63 条に基づき、著作権者本人に許諾依頼をする。なお、著作権が出版者に集中していない場合は、個々の著作者についても許諾を得る。
- (2) 許諾依頼は著作権者のもとに直接出向き説明するか、依頼文を郵送する等の方法によって行う。説明時に使用する、あるいは依頼文に添付する資料（本レポート資料編 97～103 頁に一部掲載）は次のとおりである。
 - ・「雑誌・図書などのデータベース化についてのお願い」
 - ・「承諾書（案）」あるいは「協定書（案）」
 - ・「奈良先端科学技術大学院大学電子図書館概要」
- (3) 許諾が得られた場合は、許諾内容及び条件の相互確認のために、承諾書を提出してもらうか、あるいは協定書を締結する。
- (4) 許諾が得られず保留になった場合は、時間の経過によって著作権者の方針

に変化が見られることがあるため、一定期間を置いて再度依頼する。

4.3.2.2 許諾内容及び条件

- (1) 資料の内容をデジタル化してハードディスク、磁気テープ等に蓄積し、データベースを作成すること。
- (2) 資料から検索情報を作成し、データベースに蓄積すること。
- (3) データベースを検索すること。
- (4) 一次情報（本文）の閲覧・印刷あるいは視聴は、原則として学内利用者に限定する。
- (5) ただし、著作権者の許諾が得られれば、その一次情報（本文）の閲覧・印刷あるいは視聴についても学外利用者に公開する。
- (6) 有償の場合、適正な許諾料を支払う。

4.3.3 本学での許諾交渉の経過

4.3.3.1 平成6～8年度

- (1) 著作権許諾に関わる基本方針の策定や種々の問題の検討を行うために、平成6年9月12日に附属図書館運営委員会の下に著作権専門部会を設置した。
- (2) 許諾交渉の際に本学電子図書館の主旨を理解していただくための基礎資料となる依頼文書を作成した。
- (3) 許諾内容及び条件について著作権者と合意に達したことを証明する詳細な協定書及びその簡略版である承諾書の原案を作成した。
- (4) 有償許諾のための著作権料の概算要求を平成7年度に行い、その結果平成8年度に予算化された。
- (5) 国内外の学術雑誌を中心に許諾交渉を行った。平成8年度には、東京や九州等国内の学協会や出版社19カ所に延べ12名の職員を派遣し、直接面談による交渉を行った。
- (6) 平成8年度末で、図書46冊、雑誌124誌、ビデオ4タイトルの許諾を得た。
- (7) 学内生産物である修士・博士論文、テクニカルレポート、教材等の電子化のため、承諾書の様式、取扱方法等を決めた。
- (8) 著作権許諾資料の利用にあたって、著作権法及び著作権許諾条件遵守のために学内利用者に誓約書の提出を義務づけた。なお、誓約書の提出がない場合は、利用できないようにセキュリティ機能を強化した。

4.3.3.2 平成9年度の取組

- (1) 「電子図書館レポート'97」を発刊し、その中で「本学著作権処理の現

状と課題」を掲載した。

(2) 東京や九州等、国内の学協会・出版社・海外出版社代理店等 10 カ所にのべ 12 名の職員を派遣し、直接面談による交渉を行った。

(3) 平成 9 年度は、図書 12 冊、雑誌 27 誌、ビデオ 27 タイトルの許諾を得た。

4.3.3.3 平成 10 年度の取組

(1) 東京や京都等、国内の学協会・出版社・海外出版社の代理店等 15 カ所に延べ 12 名の職員を派遣し、直接面談による交渉、特に外国図書について重点的に許諾交渉を行った。

(2) 平成 10 年度は、図書 100 冊、雑誌 17 誌の許諾を得た。

4.3.4 現状

4.3.4.1 利用許諾数

平成 11 年 7 月末現在の利用許諾数は、図書 158 冊、雑誌 168 タイトル、ビデオ（映像情報を含む）58 タイトルであり、それぞれ本学全体の蔵書冊数と比較した場合の許諾率は、図書は 0.7%、雑誌は 19%となる。

4.3.4.2 許諾内容の分析

次頁の表 4.3.1 は、これまでの交渉結果を機関の種別毎に、依頼数、許諾数、承諾書様式等で集計したものである。これによると、依頼した機関の 47%の機関で許諾が得られており、その内の 43%が学内教官の協力によるものである。また、学協会、大学等機関、企業については無償許諾がほとんどであり、その割合は全体の 88%に上る。承諾書様式については、詳細な協定書より簡略な承諾書の方が 5 倍近くに上る。

機関の種類	交渉相手先	依頼数	許諾数	内教官仲介分	承諾書 様式				無償
					協定書	承諾書	相手側作成	その他	
学協会	国内	35	19	9	3	13	2	1	18
	外国	15	0	0	0	0	0	0	0
	合計	50	19	9	3	13	2	1	18
商業出版社	国内	40	16	6	1	9	5	1	12
	外国	16	3	2	0	1	2	0	0
	合計	56	19	8	1	10	7	1	12
大学等機関	国内	5	5	1	0	2	0	3	5
	外国	3	0	0	0	0	0	0	0
	合計	8	5	1	0	2	0	3	5
企業	国内	30	25	11	4	11	4	6	25
	外国	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	30	25	11	4	11	4	6	25
合計		144	68	29	8	36	13	11	60

注 承諾書様式

協定書	本学で原案作成したもの。詳細版。
承諾書	本学で原案作成したもの。簡略版。
相手側作成	基本的に原案を相手側が作成したもの。
その他	正式な文書の形で残していないもの。 (電子メール文等)

表 4.3.1 機関別許諾状況

4.3.4.3 回答保留・拒否の理由

これまで許諾依頼をしたうち、半数程の機関では許諾が得られなかった。依頼に対して回答保留または拒否した理由の主なものは以下のとおりである。

- ・業界全体のコンセンサスが取れていない、または業界内で考え方が流動的であり結論が出せない。(国内学協会に多い)
- ・著作権が集中していない、または著作権がない。投稿規定の見直しが必要。
- ・外国出版社を中心として、オンラインジャーナルの利用を推奨。
- ・現段階で有料利用に向けて料金徴収方法等を検討中。

4.3.4.4 拡充政策

平成 11 年度では、以下の活動方針に基づいて著作権許諾の拡充を計っている。

(1) 既に許諾を受けている学会・出版社等に対する拡充

雑誌については、エルゼビア社やクルーワー社等の新規購読雑誌の電子化許諾権、図書については、ゴードン&ブリーチ社等の新規購入図書の電子化許諾権の購入を計る。また、既に許諾を得ている国内の学会に対しても新規雑誌の電子化許諾の申入れをする。

(2) 学協会・出版社等に関係する教官を通じての拡充

編集者、審査委員や著者という立場で学協会・出版社に関わりある本学教官の手助けにより許諾交渉の道を切り開き、電子化許諾の拡大に努める。

(3) 著作権集中処理機関を通じたの拡充

学術著作権協会等の集中処理機関で著作権許諾一括処理ができるものについては、積極的にその利用拡大に努める。

(4) 国内代理店を通じたの拡充

外国の学会・出版社については、昨年度に引き続き、国内代理店を通じ電子化許諾の申入れを行う。

(5) 学位論文の電子化許諾の拡充

学内外に情報発信できるように学内生産物である学位論文、テクニカルレポート等の電子化許諾を拡充する。

(6) 講演・講義内容の電子化許諾の拡充

本学で行われた学内者・学外者による講演及び学内教官による講義の内容を、学内外に情報発信できるように電子化許諾の拡大に努める。

(7) ネットワーク対応型ビデオテープの購入

既に許諾が得られているビデオテープの購入を継続して行う。

(8) 他機関との連携による拡充

共同利用を前提とした他機関連携による電子化許諾の実現を計る。

4.3.5 今後の課題

電子化について今後の取組を検討する場合、急成長してきたオンラインジャーナル等の既存の電子化情報を抜きにしては考えられない。例えば、オンラインジャーナルについては、自前で電子化することに比べて、即時性やサーバ及びシステムの導入・メンテナンスの不要等のメリットがある一方、ネットワークやシステムの障害による利用の中断や利用遅滞及び契約終了によるバックナンバーの利用停止等のデメリットもある。また、一時的に中断してしまうとそれまでの契約分が視聴できなくなるというような大きな問題もある。

しかも、ジャーナルのオンライン化は急激であり、本学購読雑誌のうち外国雑誌で電子化許諾が得られていないタイトル数の約8割について、現在オンラインジャーナルのサービスが行われている。

エルゼビア社やクルーワー社のように、電子化ファイルを商品とみなし、通常のオンラインジャーナルのサービスと平行して契約者のローカルサーバへの蓄積及びLANでの利用を前提としたサービスを提供している情報提供者に対しては、今後も後者による利用許諾を継続していきたいと考えている。従って、そういったリモートでの

利用がローカルでの利用かを選択できるような情報提供サービスを永続的に提供していただく必要がある。そして、たとえ契約を打ち切った場合でも、蓄積したデータは継続して利用できるような契約内容にしておくことが重要である。このことによって、利用においてオンラインジャーナルとの差別化を計ることができる。

オンラインジャーナルのリモートによるサービスのみを行っている出版社等とは、電子化ファイルの購入を進めていく上で、既に電子化情報があるとのことからなかなか思うように許可が得られない。学協会・出版社においては、これらの電子化ファイルを商品として扱えるような態勢造りが、さらに、この電子化ファイルを適正な価格で購入できることが、図書館の電子化を進める上で今後不可欠な要素になるであろう。

また、まだ電子化を行っていない雑誌、あるいは電子化ファイルとしてほとんど提供されていない学術図書については、従来どおりの手順でスキャナー読み込みから電子化することを条件に許諾の交渉を進めて行く必要がある。特に、研究者にとって重要な情報源となる国際会議の予稿集や会議録、プログラム等の電子化が急がれる。

さらに、これまでの交渉経過を鑑みると、交渉の際に、相手方に対するメリットを全面に打ち出すことにより許諾に成功している例が少なからず見受けられる。例えば、電子化した情報をCD-R等のメディアに格納し保存用として著作権者に提供することや、電子化した資料の利用状況についての統計を提供すること等がある。

加えて、電子化の許諾交渉、価格交渉及び契約手続等、許諾交渉を行う上でのガイドライン及びマニュアルを早急に整備する必要がある。

最後に、著作権者の権利が最大限に守られ、なおかつ電子図書館が有効に機能するためのコンテンツの充実が計れるような権利処理のルール作りや権利処理体制の整備が強く望まれる。また、これまでの交渉経過を考えると、単独での交渉には限界があり効率的ではない側面も見受けられる。従って、大学間コンソーシアムによる取組を具体化するために、関係する大学等と早期に協議していく必要があるだろう。